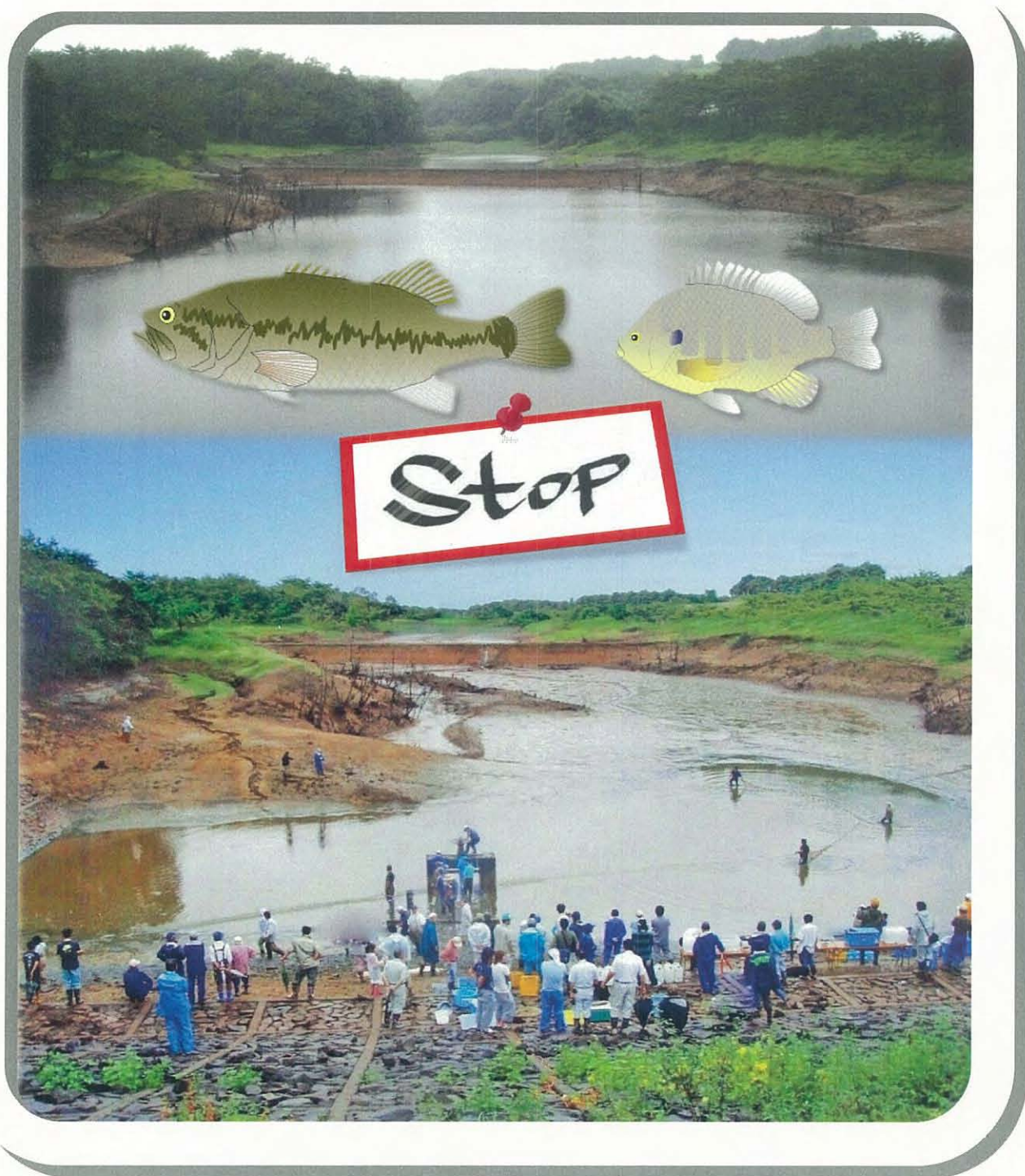


池干しによる オオクチバス等駆除マニュアル

～宮城県伊豆沼・内沼流域の事例から～



環境省東北地方環境事務所

はじめに

我が国には、過去から多くの外来生物が導入されていますが、近年、外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害などの悪影響が深刻な問題となっています。

このため、国では、外来生物による問題に対応するため、平成 16(2004)年 6 月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)」を公布し、平成 17(2005)年 6 月から施行しています。

本マニュアルで対象とする北米原産の外来魚であるオオクチバス・コクチバス・ブルーギル(以下、「オオクチバス等」という。)は、全国的にも広範囲に分布し、生息する地域の生態系や漁業への被害を及ぼしていることから、外来生物法施行時から特定外来生物に指定され、全国各地でオオクチバス等の駆除活動が行われるようになりました。

環境省でも、広域分布するオオクチバス等の防除のため、全国にモデル地区を設定し、防除や各種調査を行っています。

当所では宮城県北部に位置するラムサール登録湿地でもある伊豆沼・内沼とその流域において、平成 17(2005)年度から平成 20(2008)年度にかけて「オオクチバス等防除モデル事業」として、「人工産卵床による駆除」や流域のため池での「池干し駆除」を地元 NPO、市民ボランティア、漁協、有識者、関係行政機関等と協働で行い、これまで「ブラックバス駆除マニュアル～伊豆沼方式オオクチバス駆除の実際～」を作成し、全国に発信して活用されているところです。

本マニュアルでは、伊豆沼・内沼周辺で行われた「池干し駆除」の事例をもとに、その駆除方法をとりとまとめたものです。各地域で池干し駆除を行う際の基本的な事項や注意点などを解説していますので、地域における防除活動の参考として下さい。



平成 22 年 3 月
環境省東北地方環境事務所



目次

1. 池干し駆除の必要性和オオクチバス等について	4
1.1. 池干し駆除の必要性	4
1.2. 池干しを行うことの意義（メリット）	5
1.3. オオクチバス等とは	6
1.4. 外来生物法と特定外来生物	8
1.5. オオクチバス等の駆除方法	9
1.6. 池干し駆除とは	9
2. 池干し駆除の流れ	10
3. 計画準備	11
3.1. 池干しするため池の優先順位	11
3.2. ため池所有者・管理者への説明と協議（実施への理解と同意）	11
3.3. 日程の調整（農作業との関係）	11
3.4. 魚類等捕獲のための許可（特別採捕許可）	11
3.5. 在来魚・希少種の保護と一時避難	12
3.6. 駆除道具の準備	12
3.7. その他準備	12
4. 池の水抜き	14
4.1. ため池の排水施設	14
4.2. オオクチバス等の流出防止対策	16
4.3. 排水方法	18





5. 排水による駆除	22
5.1. 人員体制（役割分担）	22
5.2. 魚類等の捕獲	24
5.3. オオクチバス等の駆除後の処理	25
5.4. 在来魚・希少種の保護	26
5.5. 排水による駆除	26
5.6. オオクチバス等残存箇所の処置	27
6. 貯水・事後調査（定期的調査）など	28
6.1. 貯水	28
6.2. 事後調査（定期的調査）	28
巻末資料	29
・オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの生態	
・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の概要	
・地方自治体によるオオクチバス等の規制など	
・池干し駆除実施のためのチェックリスト	
・特別採捕許可申請書類の記入例	
・参考・引用文献	
・マニュアル作成検討会	
・検討委員	
・駆除事業協力団体等	
・写真提供	

